

研修・業務支援室規則

(平成二十年三月十四日規則第二百二十八号)

改正 平成二十四年二月二日

(設置)

第一条 本会に研修・業務支援室をおく。

(任務)

第二条 研修・業務支援室は、会長の旨を受けて、次の事項に関する所要の事務を行う。

- 一 弁護士研修方法及び研修制度の調査、研究その他これらに付随する事項
- 二 弁護士の業務及び倫理に関する各種研修の企画立案その他これに付随する事項
- 三 弁護士の業務分野の調査、研究その他これらに付随する事項
- 四 弁護士及び弁護士業務に関する情報提供並びに弁護士の地域的・分野的偏在問題及び法曹人口問題に関する調査、研究、企画立案その他これらに付随する事項

(構成)

第三条 研修・業務支援室に室長及び嘱託若干名をおく。

2 室長は、嘱託のうちから会長が指名する。

- 1 -

3 嘱託は、事務総長の推薦に基づき、会長が委嘱する。

4 嘱託の任期は、二年を超えない範囲で委嘱の際に事務総長が定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

(室長)

第四条 室長は、事務総長の指示を受けて、その任務を遂行する。

附則

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

2 研修支援室規則(規則第八十九号)は、廃止する。

附則(平成二十四年二月二日改正)

1 第三条第四項の改正規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

2 第三条第四項の改正規定の施行の際現に委嘱されている嘱託の当該委嘱に係る任期は、なお従前の例による。

- 2 -